

説明書

業務名	令和7年度「佐賀県外国人材雇用サポート事業」企画・運営業務		
履行期間	契約締結日～令和8年3月31日（火）		
契約上限額	15,000千円	説明会	実施しない
仕様書等に対する質問提出期限	令和7年3月7日（金） 午後5時まで	仕様書等に対する質問への回答期限	令和7年3月11日（火）
参加資格確認申請書提出期限	令和7年3月14日（金） 午後5時まで	参加資格確認結果通知	令和7年3月18日（火）
提案書提出期限	令和7年3月24日（月） 午後5時まで	プレゼンテーション	令和7年3月27日（木） 14時00分～
最優秀提案者の決定・通知	令和7年3月28日（金）		

1 仕様書等について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに様式1に記入のうえ、Eメールにより提出すること。

注) Eメールの表題は「質問書（質問者名）：令和7年度「佐賀県外国人材雇用サポート事業」企画・運営業務委託」とすること。

注) Eメール送信後、着信確認の電話をすること（TEL:0952-25-7310）

(2) 回答 令和7年3月11日（火）までに質問者に対し、Eメールにより回答する。
また、必要に応じ、応募者全員に回答する。

2 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア プロポーザル参加申込書（様式2） 1部

イ 団体概要及び実績書（様式3） 1部

ウ 誓約書（様式4） 1部

(2) 申請書等の提出は、Eメールによる。

注) プロポーザル参加申込書（様式2）にオンライン会議での参加有無を記載すること。

注) 誓約書（様式4）については自署したもののコピーをPDF等のファイルで添付し提出すること。複数事業者による共同事業体（JV）の場合は全構成員分提出すること。

注) 電子メールの表題は「参加申込（参加者名）：令和7年度「佐賀県外国人材

雇用サポート事業」企画・運營業務委託」とすること

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

別添「評価基準」の審査項目を確認の上、企画提案能力及び業務遂行能力等が分かるように説明すること。

イ 見積書（任意様式）

ウ 受付期間 令和7年3月24日（月）17時必着

エ 提出方法 書面（6部郵送）及びEメール（Eメールへの添付は5メガ以下のデータ量にすること）

(2) 作成にあたっての注意事項

ア 提案書はA4サイズとする。

イ 見積書は、本業務の履行に関する経費をすべて盛り込んで委託契約額の上限の範囲で見積もること。積算根拠についても明らかにすること。

ウ 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

エ 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

オ 書面の提出は持参又は郵送による。

カ 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため配達記録が残る方法とすることとし、上記期限までに必着とします

注) Eメール送信後、着信確認の電話をすること（TEL:0952-25-7310）。

4 問い合わせ先、提出先

(1) 問い合わせ先、提出先

佐賀県産業労働部産業人材課（産業人材（外国人）担当）

郵便番号：840-8570

住所：840-8570 佐賀市城内1-1-59

E Mail：sangyoujinzai@pref.saga.lg.jp

5 プレゼンテーションについて

(1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料は使用しないものとする。説明の際に提出資料（パワーポイント等）を使用しスクリーンに投影する事は可能。

(2) プレゼンテーションは対面形式もしくはオンライン会議形式で行う。参加者側の出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、時間は1者あたり30分程度（説明15分、質疑15分程度）を予定している。

注) 対面、オンライン会議の併用も可

(3) 個別の開始時間、オンライン会議のURL等については、参加者に別途連絡する。対面形式でモニターの使用を希望する場合は、パソコン等必要な機器を参加事業者が準備すること。モニター・HDMIケーブルは事務局で準備する。

6 最優秀提案者の選定について

- (1) 審査員は、県が定める審査項目に従って審査を行い、最優秀者を決定する。
- (2) 審査項目 別添「評価基準」のとおり
- (3) 結果通知 すべての参加者に通知する。なお、審査経緯については、公表しない。
- (4) 結果については、令和7年3月28日（金）までに書面によりすべての参加者に対し通知する。

7 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自1通を保有するものとする。

8 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。

9 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり